

2013年11月8日
アンスティチュ・フランセ
討論：死刑制度を考える
死刑は正義にかなった刑罰か

弁護士 海渡 雄一

日弁連前事務総長・同刑事拘禁制度改革実現本部
本部長代行・同死刑廃止検討委員会委員

監獄人権センター 代表

刑事拘禁者の人権の確立を求めて

- ◎ 私は弁護士となって以来30年間にわたって刑事拘禁者の人権の確立のために活動してきた。日弁連の拘禁2法案反対の活動の中で育てられ、監獄人権センターというNGOの事務局長を14年間務めた。
- ◎ 弁護士登録直後に受けた国選の死刑事件について、今も再審請求を続けている。
- ◎ その間に国連の自由権規約委員会の第4,5回審査(1998,2008)、拷問禁止委員会の第1回審査(2007)、人権理事会の第1回審査(2008)などに日弁連の代表団の一員として立ち会った。

法務省と共同で進めた刑務所改革

- ◎ 名古屋刑務所事件を受けた行刑改革会議には日弁連元会長の久保井一匡委員の随行として会議を傍聴し、会議の提言策定と100年ぶり監獄法改正の過程に関わり、改革によって設けられた刑事施設視察委員会(八王子医療刑務所)の委員長を3年間務めた。
- ◎ 私は自由を奪われた者の人権保障と罪を犯した者の社会復帰について考え続けてきた。そして、確立された国際人権規範に沿って活動することで、法務当局と弁護士会の間で共通の言語を見いだし、改革を進めるための協同作業を始めることができたと思う。

死刑廃止について全社会的議論を呼びかける（日弁連2011年11月）

- ◎ 死刑制度は罪を犯した人の社会復帰の道を完全に閉ざす。
- ◎ 直ちに死刑の廃止について全社会的な議論を開始し、その議論の間、死刑の執行を停止することを求める。
- ◎ 議論のため死刑執行の基準、手続、方法等死刑制度に関する情報を広く公開すること。
- ◎ 犯罪時20歳未満の少年に対する死刑の適用は、速やかに廃止することを検討すること。
- ◎ 死刑判決の全員一致制、死刑判決に対する自動上訴制、死刑判決を求める検察官上訴の禁止等。
- ◎ 死刑に直面している者に対し、あらゆる段階においても十分な弁護権、防御権を保障し、かつ死刑確定者の処遇を改善すること。

「殺すな」は誰に対する規範か



死刑制度を考える基準

- ◎ 死刑制度の廃止か存続か、死刑制度が正義にかなう制度であるかどうかを考える際に、生命にかかわる犯罪については、加害者の生命を重んじるか、失われた被害者の生命への償い・残された遺族の被害感情を尊重するかという価値判断として議論してきた。
- ◎ 犯罪を犯したものの生命と犯罪によって命を奪われたものの生命（と残された遺族の被害感情）とを比較することとなる。

生命に関する犯罪でない犯罪に死刑を科すこと

- ◎ 2010年4月に中国における薬物関連犯罪について日本人3名が死刑を執行されたケースがあった。この死刑執行を擁護する見解は、日本国内にはほとんど見あたらなかった。
- ◎ このことは、後に述べる生命に関連する犯罪に厳格に死刑制度の範囲を限定すべきであるという国際人権基準からも明らかである。
- ◎ 死刑を存置すべきとする日本国内の世論の下においても、生命に関する犯罪でない犯罪に死刑を科すことに反対する合意がある。

「殺すな」という規範は 国にも向けられている。

- ◎ 死刑確定者も人間であり、死刑は殺人である。
- ◎ 「殺すな」という規範は国家に対しても向けられている。
- ◎ 刑事弁護人として、死刑に直面する被告人を弁護することを通じた実感。
- ◎ 「溺れてゆこうとするものが、懸命にすぎる弁護の依頼を「金が無いから」といふ、たったそれだけの理由で断る。そんなことは人間として出来ることか。私は、よし、共に溺れてしまおうとも、死刑囚の弁護依頼は、必ずこれを引き受ける事にしよう。そして如何なる場合にも真剣に、人間の命のために弁護してやらなければならない。」（布施辰治「死刑囚十話」）

命のための弁護活動

- ◎ 布施はさまざまな死刑被告事件を弁護した。
- ◎ 事件を認めている死刑囚の場合も、えん罪を主張している被告人の場合も、さらには政治犯の場合も等しく愛情のこもった目線で、全身全霊で弁護活動に当たった。
- ◎ えん罪を主張する事件では警察の拷問的な取調の実情を訴え、罪を認めている事件にあっては罪を犯さざるを得なかった被告人の生き様を切々と訴えていった。
- ◎ その正攻法の弁護の気迫には裁判官・検察官も一目をおいたと言う。

死刑を存置すれば、誤った処刑は避けられない



えん罪の可能性

- ◎ えん罪による処刑の可能性は、死刑制度の究極の不正義であるとされる。
- ◎ 確かに、現実の刑事司法においては、無罪推定の原則は空洞化し、えん罪による処刑の可能性は否定できない。現実には日本の戦後の刑事司法においても誤った処刑ではないかと疑われているケースが存在する。
- ◎ しかし、えん罪の可能性は、罪を犯したことを認め、事実を争わない事件についても死刑制度を適用してはならないことの直接的な論拠とはならない
- ◎ しかし、死刑制度を存置すれば、えん罪による処刑の可能性はゼロにはできない。

死刑再審4事件について

- ◎ 戦後刑事裁判の中で、死刑判決を受けながら再審無罪を勝ち取った事件は4件ある。
- ◎ 免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件の4件である。4人は執行を控えられていたため、生還できたが、執行が停止されていたわけではない。誤って処刑された可能性はある
- ◎ 名張毒葡萄酒事件、袴田事件など無実を訴え、再審請求を続けている死刑確定者もいる。
- ◎ 三鷹事件、平沢事件など、無実を訴えながら獄死したケースもある。
- ◎ そして、既に処刑されたケースの中にも、無実が疑われている事件がある。

1980年代に集中した 死刑再審無罪

	被告人 (逮捕時の年齢)	事件発生	逮捕	1審 死刑判決	控訴審 死刑判決	上告審 死刑判決	再審 無罪判決	逮捕～無罪判決
免田事件	免田栄(23歳)	1948 12.29	1949 1.13	1950 3.23	1951 3.19	1951 12.25	1983 7.15	約34年6ヶ月
財田川事件	谷口繁義(19歳)	1950 2.28	1950 4.1	1952 1.25	1956 6.8	1957 1.22	1984 3.12	約33年11ヶ月
島田事件	赤堀政夫(25歳)	1954 3.10	1954 5.24	1958 5.23	1960 2.17	1960 12.15	1989 1.31	約34年8ヶ月
松山事件	斎藤幸夫(24歳)	1955 10.18	1955 12.2	1957 10.29	1959 5.26	1960 11.1	1984 7.11	約28年7ヶ月

HP 無限回廊より

藤本事件

- ◎ 藤本事件は1951年に熊本県菊池郡で発生した爆破事件および殺人事件である。
- ◎ 被告人の男性がハンセン病に罹患していたため、捜査機関と裁判所が差別的で拙速な司法手続きをとったことが指摘されている。
- ◎ 藤本氏は熊本地方裁判所が再審請求を棄却した翌日の1962年9月14日に処刑された。
- ◎ 冤罪であった可能性が根拠を持って指摘されており、ハンセン病差別が生んだえん罪であった可能性が極めて高い(日弁連法務研究財団『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』「第四 第3 藤本事件の真相」参照)。

福岡事件の経緯

- ◎ 1947年(昭和22年)5月に福岡県福岡市で発生した殺人事件（起訴は強盗殺人）である。
- ◎ 被告人Aが主犯、Bが実行犯とされた。
- ◎ A Bらは犯行を自白したが、公判では否認した。
- ◎ Aは「Cに取引の立会いを頼まれただけで、強盗殺人に関与していない」とし、Bは「2人を射殺したのは事実であるが、喧嘩の相手と誤認したものであり、強盗するためでも計画的にした犯行でない」と事実誤認を主張した。福岡地裁は、1948年2月A Bに死刑を言い渡した。1956年4月に最高裁は、AとBの上告を棄却し死刑判決が確定した。

助命嘆願運動のさなかに一名恩赦・ 一名処刑となる。

- ◎ 熊本県の元教戒師の古川泰龍は1963年9月に「福岡誤殺事件真相究明書」を出版した。
- ◎ 犯行に使われた凶器は三種類もあり、最初から殺害するためにいくつもの凶器を使い分ける必要性がない。そのため現場の状況は乱闘の結果として死亡したと見るのが自然である。
- ◎ A氏については、冤罪であるとして、助命嘆願署名が取り組まれ、その数は5万筆を超えた。
- ◎ 判決文では強盗目的の計画殺人としているのに、被害者の所持金5万円をはじめ何一つ奪われていなかった。そのため、不自然さがある。
- ◎ 1975年6月Bは無期刑に減刑されると同時に主犯とされたAが処刑された。

飯塚事件の経緯

- ◎ 1992年2月福岡県飯塚市において小学校 1 年生の女児 2 名が登校途中に失踪し、翌 2 1 日に遺体が発見された。
- ◎ 1994年9月久間三千年氏が略取誘拐、殺人、死体遺棄の容疑で逮捕・起訴された。久間氏は 6 7 日に及ぶ取調に対して、一貫して本件への関与を否認した。
- ◎ 1999年9月29日、第一審の福岡地方裁判所は死刑判決を言い渡した。控訴・上告も棄却され、2006年10月8日、第一審の死刑判決が確定した。

無実を訴え再審準備中に処刑

- ◎ 久間氏はその後も無実を訴え、再審請求を準備していたが、死刑判決の確定からわずか2年後の2008年（平成20年）10月28日、久間氏（当時70歳）に対する死刑が執行された。
- ◎ 久間氏の遺族によって再審請求が行われ、現在審理中である。
- ◎ 再審請求弁護団は大分県及び福岡県の弁護士が中心で約30名の大弁護団ができている。
- ◎ 久間氏と犯行との結び付きを証明する直接証拠は存在せず、警察庁科学警察研究所が行ったいわゆるMC T 1 1 8型DNA型鑑定によって、被害女児の身体等に付着していた血液から久間氏と一致するDNA型が検出されたことなどが死刑判決の証拠とされている。
- ◎ 新証拠は、筑波大学の本田克也教授の鑑定（①血液型、②MC T 1 1 8型、③HLA D Q α 型）。本田教授は足利事件のDNA再鑑定も行っている。鑑定試料は捜査段階の鑑定で全て費消されてしまっていたため、残されていた久間氏の衣服から毛髪などを採取して鑑定を行った。

誤った処刑がなされた強い疑いがある

- ◎ いわゆるMCT118型DNA型鑑定については、足利事件の再審無罪判決において、「具体的な実施の方法も、その技術を習得した者により、科学的に信頼される方法で行われた」と認めるには疑いが残ると指摘されるなど、そもそも証拠としての適格性に疑問があるものである。
- ◎ しかも、本件の審理では、裁判所が上記DNA型鑑定の鑑定書に添付された写真のネガフィルムの取寄せを行い、これを専門家が解析した結果、ネガフィルムのうち真犯人のDNA型が写っていると思われる箇所が切り取られていることが判明している。

犯罪被害者の感情と死刑



被害者遺族の感情と死刑制度

- ◎ 今日の死刑制度存続の最大の根拠は殺人事件における被害者遺族の感情に求められる。
- ◎ 市民が愛する家族の生命を理不尽に奪われた遺族の感情に反応することは自然である。
- ◎ しかし、被害者遺族の思想的、宗教的な立場は多様であり、またその感情は変わりうる。
- ◎ また、被害者遺族への精神的・経済的な支援の体制によっても、大きな影響がありうる。
- ◎ 厳罰を求める被害者遺族の声を絶対視して、刑事司法がこの感情に従うべきであると考えることには論理の飛躍がある。

死刑制度がない国における 犯罪被害者と刑罰のあり方

- ◎ 死刑制度を廃止した国は、犯罪被害者遺族を見捨てた国なのか。そうではない。
- ◎ 死刑制度を地域的に廃止したヨーロッパは、他方で国家と民間の協働によって犯罪被害者の支援にもっとも積極的に取り組んでいる地域でもある。
- ◎ 死刑制度をなくすことは、その代替刑として絶対的終身刑を導入しないのであれば、あらゆる犯罪者が社会に復帰してくる可能性を持つこととなる。
- ◎ そのことの論理的な帰結として、自由刑によって犯罪者の再犯の可能性を減少させることが国家の重大な責務として自覚されることとなる。

死刑をめぐる討論と日本



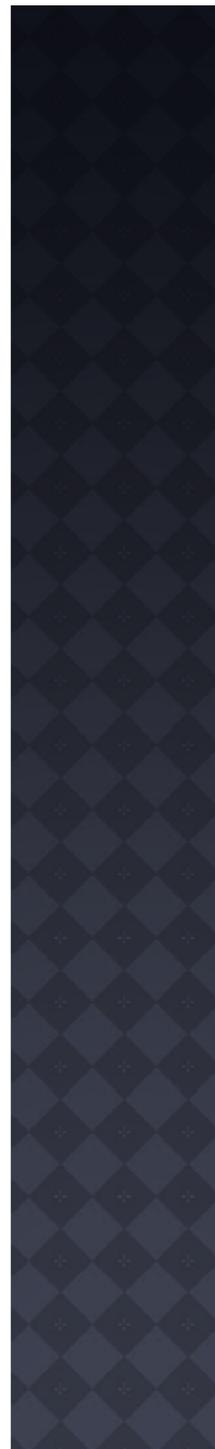
死刑を存置する国は少数派

- ◎ いまや国際社会において死刑を存置する国は少数派であり、現に死刑を執行している国はさらに圧倒的な少数派である。
- ◎ 国連の人権条約機関だけでなく、国連の人権理事会も日本政府に対して死刑の執行を停止し、廃止を前向きに検討することを求めている。
- ◎ 国連総会は死刑の廃止を求める決議を毎年決議し、その賛同国は年ごとに増加している。
- ◎ いまや、日本政府と日本の市民に問われていることは、我々の国の刑事司法が死刑を不可欠のものとしているかどうかという現実的な政策判断である。

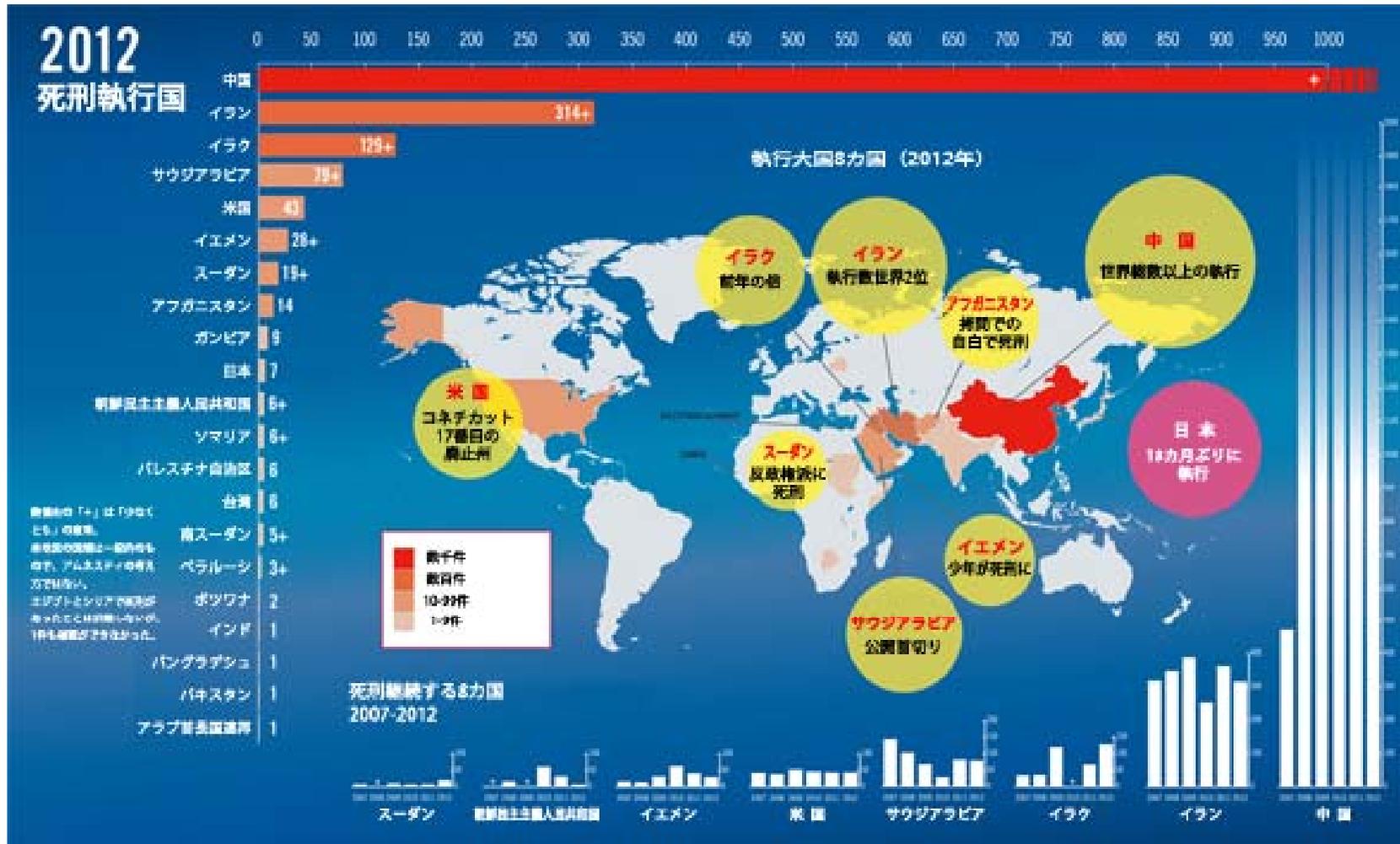
表1

死刑廃止国と存置国，存置国における執行状況 (2013年7月現在)¹⁸

死刑廃止国： 140か国	法律上の廃止国 105か国
	事実上の廃止国 ¹⁹ 35か国
死刑存置国： 58か国	2012年中に死刑執行せず：37か国
	2012年中に死刑を執行：21か国
	うち，死刑執行数が多かった上位 10か国（執行数）： 1. 中国（不明） 2. イラン（314+） 3. イラク（129+） 4. サウジアラビア（79+） 5. アメリカ合衆国（43） 6. イエメン（28+） 7. スーダン（19+） 8. アフガニスタン（14） 9. ガンビア（9） 10. 日本（7）

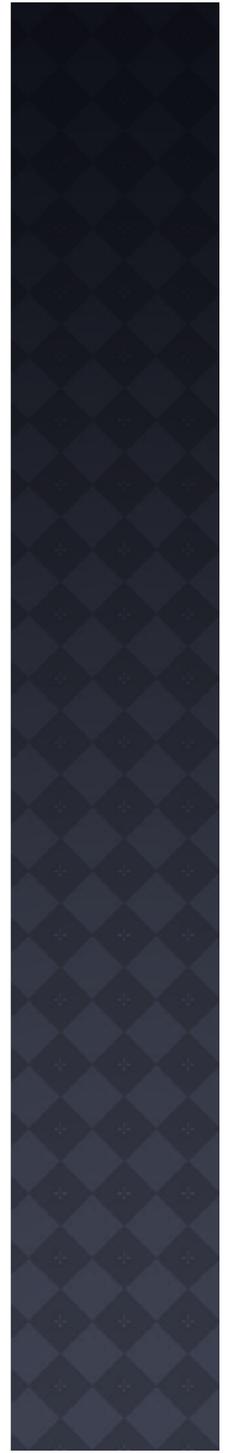
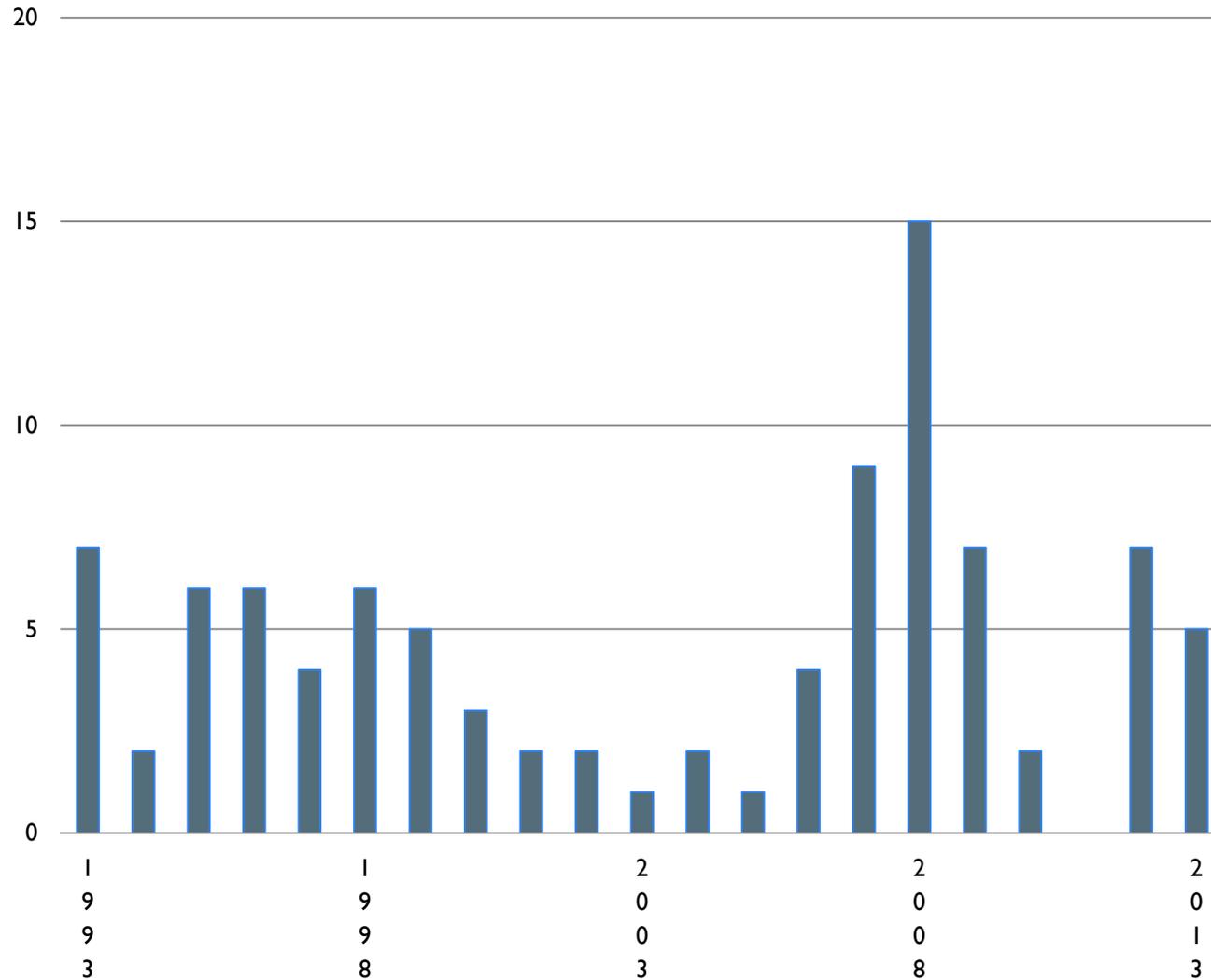


死刑執行をしている国は ごくわずかである

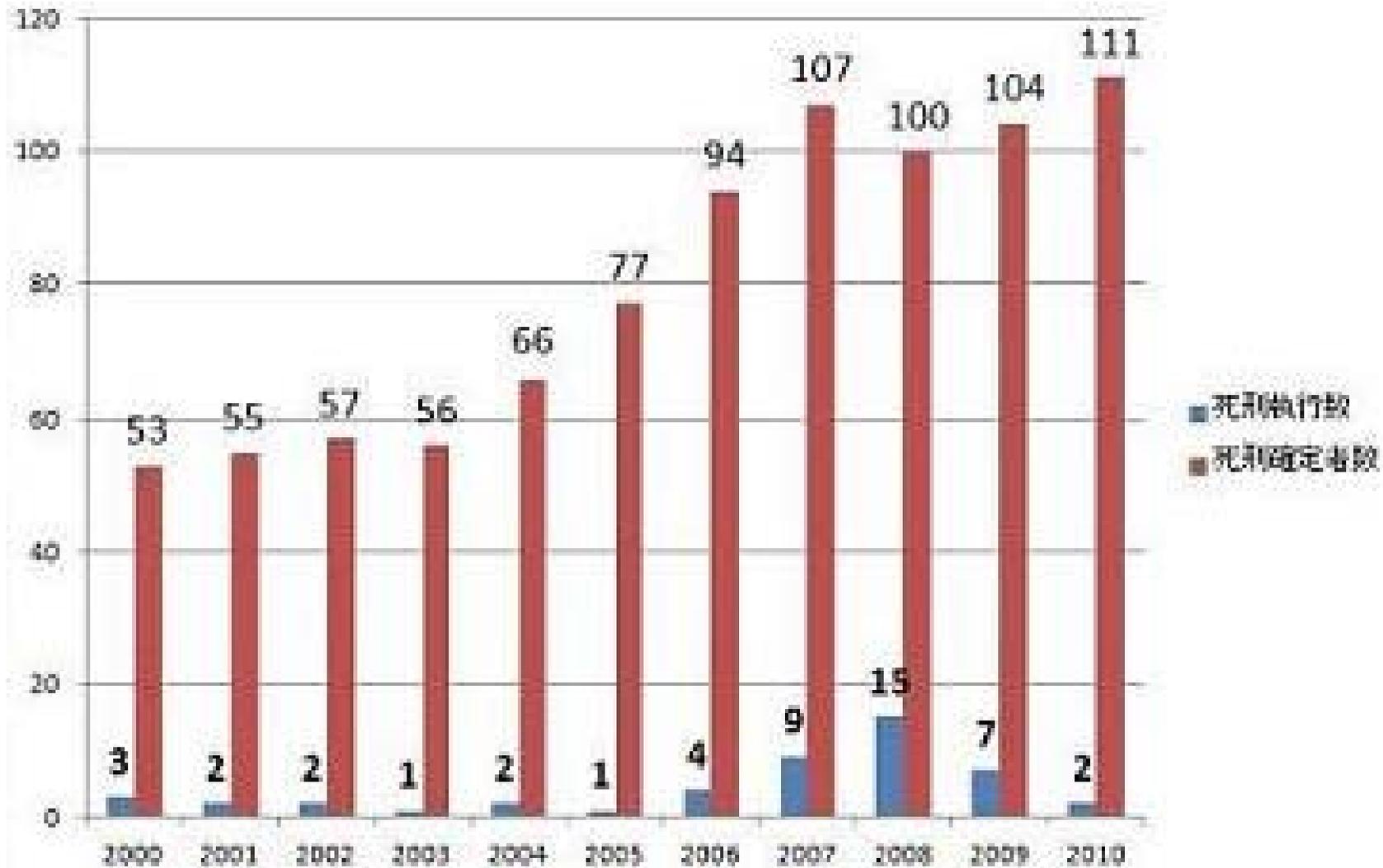


拡大する日本の死刑①

死刑執行数の推移（1993年-2013年7月）



拡大する日本の死刑②

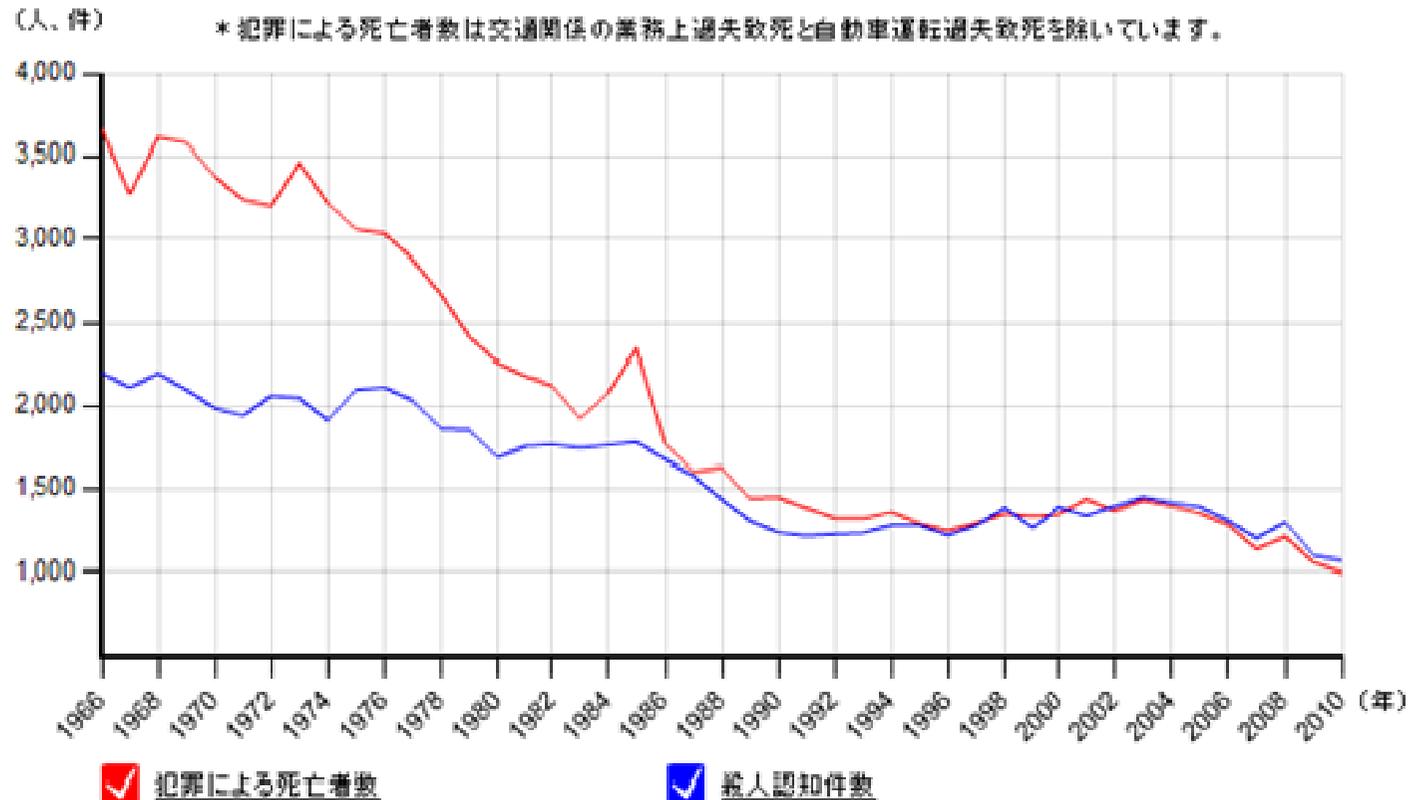


NHK作成

凶悪犯罪は増えているか？

chart by amCharts.com

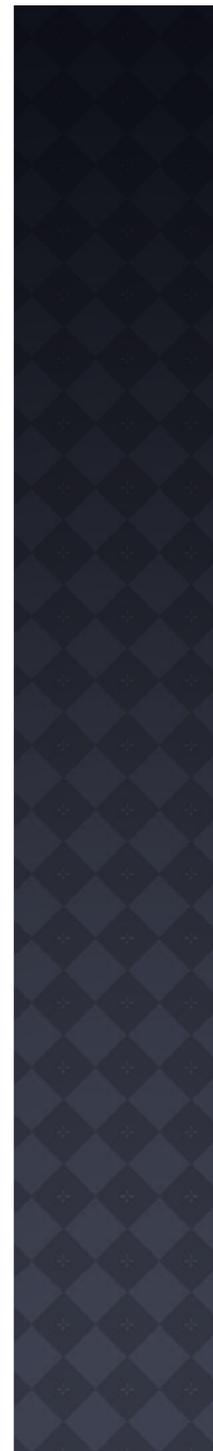
犯罪による死亡者数と殺人認知件数(チェックマークで表示/非表示の切り換えができます)



出典: いずれも『犯罪白書』(「犯罪による死亡者数」の第一次資料は警察庁の資料)

「死刑に異議ありキャンペーン」HPより

刑罰制度全体の人道的立場からの
再編を通じて死刑廃止の実現を



刑罰制度全体の改革の中で 死刑制度の克服を

- ◎ 死刑制度を刑罰制度の中に位置づけ、刑罰制度全体を改革する中で死刑制度の克服を図るべきである。
- ◎ 死刑を廃止し、犯罪被害者への支援に取り組みながら、刑罰制度全体の改革に取り組んできたヨーロッパ諸国の経験は多くの示唆を私たちに与えてくれる。

今こそ排除と厳罰から援助と共生へ

- ◎ 私たちの前にある岐路は、排除と厳罰の究極の象徴である死刑と決別を決断するかどうかである。
- ◎ 格差社会を否定し、社会福祉を充実し、排除の刑事政策を克服することが罪を犯した者と犯罪被害者の双方に対する市民・社会の共感を高める。
- ◎ 社会的な連帯感情を基盤として、すべての犯罪者が社会に帰ってくることを前提とした刑事政策を徹底することこそが、犯罪を減少させるためにももっとも効果があり、人々に深い安心感を与えることができる。
- ◎ そのような社会政策と刑事政策の中に死刑制度の占めるべき場所はない。